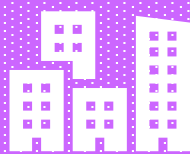




「環境配慮のチェック・要件化」 (みどりチェック) チェックシート解説書



— 民間事業者・自治体等編 —

Ver.3.0



MAFF
農林水産省

【 2026.1.22作成 】

解説書の最新版は、
こちらを
ご確認ください。



<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kanbo/seisaku/midori/kurokon.html>

目次

ページ

みどりの食料システムとは	2
環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）とは	3
「みどりチェック」チェックシート（民間事業者・自治体等向け）	4
ここをチェック！	
（1）環境関係法令の遵守等	5
①みどりの食料システム戦略の理解	
②関係法令の遵守	
③環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	
④正しい知識に基づく作業安全に努める	
（2）エネルギーの節減	
⑤省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）ように努める	6
⑥環境負荷低減に配慮した商品、農産物等の調達を検討	
（3）悪臭及び害虫の発生防止	
⑦悪臭・害虫の発生防止・低減に努める（※肥料・飼料等の製造を行う場合）	7
（4）廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	
⑧プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	7
⑨資源の再利用を検討	
（5）生物多様性への悪影響の防止	
⑩生物多様性に配慮した事業実施に努める （※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合）	8
⑪排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守 （※特定事業場である場合）	
②関係法令の遵守 対象法令と概要	9
みどりチェックよりもさらに進んだ環境負荷低減の取組を行う方へ	10

民間事業者、自治体の皆様へ

みどりの食料システムに向けて 環境にやさしい取組を はじめませんか？

令和4年に「みどりの食料システム法」が制定されました。
みどりの食料システムの実現には、法に基づく基本方針に沿って、
すべての関係者が調達から生産、加工・流通の各段階で
環境負荷の低減に取り組むことが重要です。
そして、環境にやさしい農林水産物や食品の消費が広く行われるよう、
国も消費者の理解醸成に取り組んでいきます。



調達

- 環境負荷低減に資する新たな技術や品種の研究開発
- 家畜排せつ物や食品残さ等の地域の未利用資源の活用
- 廃熱等の地域エネルギーの活用 など

生産

- 堆肥を用いた土づくり
- 化学肥料・化学農薬の使用低減
- 秋耕や中干し延長など水田メタン削減
- 施設園芸の省エネルギー化
- バイオ炭の施用
- 生分解性マルチの導入 など

環境負荷低減に向けた
取組のポイント

消費

環境負荷低減の努力を
消費者の選択につなげるため
温室効果ガス削減の効果を
「見える化」してみませんか？



加工流通

- 環境にやさしい農林水産物を用いた新たな商品の開発・需要の開拓
- 環境にやさしい農林水産物の流通コスト削減に向けた流通の合理化 など

環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）とは

農林水産省の各種補助事業等において
持続可能な食料システムの構築に向けた

環境にやさしい農林漁業のために

必要な最低限の取組を要件化するものです。

みどりの食料システム法に基づく国の基本方針において示された
農林漁業に由来する環境負荷に
総合的に配慮するための基本的な取組

✓ 適正な施肥



✓ 適正な防除



✓ エネルギーの節減



✓ 悪臭・害虫の発生防止



✓ 廃棄物の発生抑制
循環利用・適正処分



✓ 生物多様性への悪影響の防止



✓ 環境関係法令の遵守



☑チェックシートで、

環境にやさしい取組をはじめましょう！

「みどりチェック」 チェックシート（民間事業者・自治体等向け）

事業名		Ver. 3.1	
組織名			
代表者氏名			
住所		申請時 (します)	
連絡先		報告時 (しました)	

- ・交付申請時に、全ての項目にチェックを入れ、事業実施期間中に各項目の内容に取り組んでください。
- ・実績報告時に、取り組んだ項目にチェックをして提出してください。
- ・各項目において、どのような取組を行えばよいか分からない場合は、解説書をご覧ください。
- ・※の記載内容に「該当しない」場合は□にチェックしてください。

解説書



チェック	環境関係法令の遵守等	
<input type="checkbox"/>	①	みどりの食料システム戦略の理解
<input type="checkbox"/>	②	関係法令の遵守
<input type="checkbox"/>	③	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める
<input type="checkbox"/>	④	正しい知識に基づく作業安全に努める
	エネルギーの節減、適正な施肥、適正な防除	
<input type="checkbox"/>	⑤	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）ように努める
<input type="checkbox"/>	⑥	環境負荷低減に配慮した商品、原料、農産物等の調達を検討
	悪臭及び害虫の発生防止	
<input type="checkbox"/>	⑦	※肥料・飼料等の製造を行う場合（該当しない□） 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
	廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	
<input type="checkbox"/>	⑧	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
<input type="checkbox"/>	⑨	資源の再利用を検討
	生物多様性への悪影響の防止	
<input type="checkbox"/>	⑩	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合（該当しない□） 生物多様性に配慮した事業実施に努める
<input type="checkbox"/>	⑪	※特定事業場である場合（該当しない□） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守

②関係法令の遵守について、対象は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）、農業取締法（昭和23年法律第82号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）とする。

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

- ・本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省等が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省等で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました →



ここをチェック！

チェックシートの各項目について、判断基準となる取組例をご紹介します。
判断基準となる取組例が複数ある項目は、いずれか1つ以上実践していればチェックしましょう。

(1) 環境関係法令の遵守等

取組のポイント

- 👉 みどり戦略を通して環境負荷低減に関連する基本的な取組や、自らの事業活動や運営に関連のある環境関連法令を確認しましょう。
- 👉 作業手順や危険箇所の確認を心がけることで、より安全な作業環境の確保につながります。

〈判断基準となる取組例〉

チェック!



①みどりの食料システム戦略の理解

- ・みどりの食料システム法の基本方針に示された、農林漁業に由来する環境負荷に総合的に配慮するための基本的な取組を理解する。
- ・「環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）チェックシート解説書 – 民間事業者・自治体等編 –」に記載されているチェックの判断基準となる取組内容を理解する。



②関係法令の遵守

- ・自らの事業活動や運営に関係している法令を遵守している。 P.9参照



③環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める

- ・事業者として独自の環境方針やビジョンなどの策定を検討する。
- ・環境負荷低減への意識向上に向けて、研修の実施を検討する。



④正しい知識に基づく作業安全に努める

- ・作業機械・設備・車両等が異常な動作などを起こさないよう、定期的な点検や補修などに努める。
- ・作業現場における工具や資材の整理などを行い、安全に作業を行えるスペースを確保する。
- ・作業現場における、作業安全のためのルールや手順などをマニュアル等に整理する。また、定期的な研修などを実施するように努める。
- ・労災保険等の補償措置を備えるよう努める。





ここをチェック！

チェックシートの各項目について、判断基準となる取組例をご紹介します。
判断基準となる取組例が複数ある項目は、いずれか1つ以上実践していればチェックしましょう。

(2) エネルギーの節減、適正な施肥、適正な防除



取組のポイント

- 必要な時期に、必要な量だけ電気・燃料を使用することで、温室効果ガスの排出を削減するとともに、エネルギーコストの低減につながります。
- 適正な栽培方法で生産された農産物等の活用に努めることで、持続的な生産活動を後押しし、持続的かつ安定的な調達につながります。

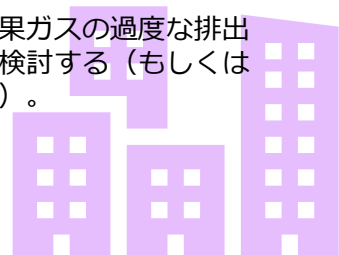
〈判断基準となる取組例〉

- チェック! ⑤省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）ように努める

- 事業実施時に消費する電気・ガス・ガソリン等のエネルギーについて、伝票の保存等に努める。
- 事業実施時に消費する電気・ガス・ガソリン等のエネルギーについて、帳簿への記載により、使用量・使用料金の記録に努める。
- 事業実施時に使用するオフィスや車両・機械等について、不要な照明の消灯やエンジン停止を検討する。
- 事業実施時に使用するオフィスや車両・機械等について、基準となる室温を決めたり、必要以上の冷暖房、保温を行わない等、適切な温度管理を検討する。
- 事業実施時に使用する車両・機械等が効果的に機能を発揮できるよう、定期的な点検等を行うよう努める。
- 夏期のクールビズや冬期のウォームビズの実施を検討する。
- 建設資材廃棄物、製材等残材の燃料としての活用を検討する。

- ⑥環境負荷低減に配慮した商品、原料、農産物等の調達を検討

- 製造時等の環境負荷に関する情報が開示されたものを調達することを検討する。
- 物品の輸送に当たり、燃費効率の向上や温室効果ガスの過度な排出を防ぐ観点から、輸送車両の保守点検を適切に実施すること等を検討する（もしくはそのような工夫を行っている配送業者と連携することを検討する）。
- 事務用品を使用する場合には、詰め替えや再利用が可能なものや再生資源を利用したものを調達することを検討する。
- 農林水産物や加工食品を使用する場合には、環境や持続性※に配慮して作られていることを確認して調達することを検討する。
※ みどり認定を取得した農業者や、GAP等の取組を行った者が生産した農産物、有機JAS、MSC、MEL等の認証を取得した農林水産物の調達。SDGsに係る取組を公表している食品企業からの調達等。
- 農林水産物や加工食品の輸送に当たり、燃費効率の向上や温室効果ガスの過度な排出を防ぐ観点から、輸送車両の保守点検を適切に実施すること等を検討する（もしくはそのような工夫を行っている配送業者と連携することを検討する）。





ここをチェック！

チェックシートの各項目について、判断基準となる取組例をご紹介します。
判断基準となる取組例が複数ある項目は、いずれか1つ以上実践していればチェックしましょう。

(3) 悪臭及び害虫の発生防止



取組のポイント

- 臭いや害虫の発生源を適切に管理することで、周辺住民等への影響を防ぎ、良好な関係構築につながります。

〈判断基準となる取組例〉

チェック!



⑦悪臭・害虫の発生防止・低減に努める

※肥料・飼料等の製造を行う場合

- ・臭気や害虫の発生源となる可能性がある機械・設備（食品残さの処理や堆肥製造等）を使用する場合、周辺環境への影響を防止するため定期的に点検を行うことを検討する。
- ・食品保管を行う等の場合、定期的に清掃を行い、清潔な環境を維持することを検討する。
- ・脱臭対策に効果がある装置（脱臭装置等）の活用を検討する。

(4) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分



取組のポイント

- 廃プラスチックや作物残さ等の廃棄物の発生抑制、再生利用による資源の有効活用により、温室効果ガスの排出や栄養分の流出を削減するとともに、処理コストの低減につながります。

〈判断基準となる取組例〉

チェック!



⑧プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理

- ・事業実施時に使用する資材について、プラスチック資材から、木材や紙などの環境負荷が少ない資材に変更することを検討する。
- ・事業実施時に使用するプラスチック資材を処分する場合には法令に従って適切に実施している。



⑨資源の再利用を検討

- ・資源のリサイクルに努めている（リサイクル事業者に委託することも可）。
- ・事業所などにおいて、ゴミの分別回収を実施している。
- ・燃料や紙、木質ボード、敷料、たい肥の原料等として、木くずの有効活用を検討する（自社での活用のほか、他社への販売等も可）。





ここをチェック！

チェックシートの各項目について、判断基準となる取組例をご紹介します。
判断基準となる取組例が複数ある項目は、いずれか1つ以上実践していればチェックしましょう。

(5) 生物多様性への悪影響の防止

取組のポイント

- 👉 工事を行う場合には、水質や大気への影響に配慮することで、生態系の保全に貢献することができます。
- 👉 特定事業場では水質汚濁防止法の遵守が求められますので、確認しましょう。

〈判断基準となる取組例〉

チェック!



⑩ 生物多様性に配慮した事業実施に努める

※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合

- ・ 近隣の生物種に影響を与えるような水質汚濁が発生しないよう努めている。
- ・ 近隣の生物種に影響を与えるような大気汚染が発生しないよう努めている。



⑪ 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守

※特定事業場である場合

- ・ 以下の全ての取組を実践できるよう内容を認識している。
 - 特定事業場の届出内容に変更があった場合の変更届
 - 排出水の水質規制基準等の遵守
 - 年に1回以上の排出水の測定と結果の記録、その3年間の保存

注目!

水質汚濁防止法の適用対象となる事業場

(特定事業場)

- ・ 化学肥料製造工場
- ・ 農薬製造業
- ・ 製材工場 等

上記以外にも、多数対象となっている事業者があるので、個別に確認しましょう。



②関係法令の遵守 対象法令と概要

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）

肥料生産業者・輸入業者・販売業者は、肥料の登録や表示基準等を守る必要があります。
詳しくはこちら

https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_hiryo/attach/pdf/index-55.pdf



農薬取締法（昭和23年法律第82号）

農薬製造者・輸入者・販売者は、農薬の登録や表示を守る必要があります。
詳しくはこちら

<https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/index.html>



廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物を、自らの責任において適正に処理する義務があります。

詳しくはこちら

<https://www.sanpainet.or.jp/service/doc/haisyutsu-pamphlet2.pdf>



食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）

食品関連事業者は、食品循環資源の再生利用等に取り組むこととされています。
詳しくはこちら

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/161227_6.html



容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）

「ガラス製容器」「PETボトル」「紙製容器包装」「プラスチック製容器包装」を作ったり、利用している事業者には、それら容器包装の再商品化の義務があります。

詳しくはこちら

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/youki/y_gimu/pdf/date03.pdf



水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）

工場や事業場から公共用水域に水を排出する場合に、排水基準の遵守や排出水の測定・記録等が必要です。

詳しくはこちら

<https://www.env.go.jp/content/000300422.pdf>



労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならないとされています。

詳しくはこちら

https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/roudouanzenkyouiku.html



合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）

事業者は、木材等の合法性の確認と情報の記録・保存、情報提供等の義務があります。
詳しくはこちら

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/summary/summary.html>



基盤確立事業実施計画の認定を受けてみませんか？

- 農林漁業は、地球温暖化による**気候変動などの影響を受けやすい**産業です。また、農林漁業自体も、燃料の燃焼による温室効果ガスの発生や化学農薬による生物多様性の低下といった**環境負荷が生じている側面**もあります。
- 今般、このような環境負荷を低減し**持続可能な農業の実現に向けて**、みどりの食料システム法(以下、「法律」と記載します。)が施行されました。
- 法律では、環境負荷低減に取り組む**農林漁業者を支える事業者**の概ね5年間の**事業計画を認定し、各種支援措置**を講ずることとしています。

【認定の対象となるの取組類型】

- ① 先端技術の研究開発・実証
- ② 新品種の育成
- ③ 機械又は資材の生産・販売
- ④ 機械のリース・レンタル
- ⑤ 新商品の開発、生産又は需要開拓
- ⑥ 流通の合理化



◀ 認定を受けた事業者の取組概要はこちら

□ 計画認定を受けるメリット

メリット① 設備投資の際の**所得税・法人税が優遇**されます！(右上取組タイプの③)

Case1: 化学肥料・化学農薬に代替する**資材**(堆肥など)を生産・販売する場合

資材を製造するための**専門の設備**を導入する際に、**特別償却**(※)が受けられます。

(※) 機械など：取得価額×32%、建物など：取得価額×16%

【例：家畜排せつ物の自動攪拌機、ペレタイザー、バイオコンポスターなど】



良質な堆肥を供給する堆肥処理施設等

Case2: 化学肥料・化学農薬の使用を低減させる**機械等**を生産・販売する場合

製造する機械について、法律に基づき都道府県の認定を受けた農業者が導入した際に、**特別償却**(※)が受けられる対象機械に加えることができます。

(※) 機械など：取得価額×32%、建物など：取得価額×16%

【税制特例の対象機械の例】



水田用除草機

堆肥散布機

ラジコン草刈機



税制対象一覧はこちら

特別償却のイメージ (定額法の場合)

700万円の機械(耐用年数7年)を導入した場合



メリット② 設備投資等に**活用可能な国庫補助金**があります！

取組類型③資材の生産・販売、⑤新商品の開発、生産又は需要開拓、⑥流通の合理化に取り組む計画の認定を受けた事業者は、みどりの食料システム戦略推進交付金のうち、**みどりの事業活動を支える体制整備(R6補正・R7当初)**が活用できます。

◎栽培実証等(補助率:定額)や施設整備(補助率:1/2)で補助があります！



◀ 事業の詳細はこちら

メリット③ さまざまな**国庫補助金の採択**で優遇されます。(右上取組タイプの①～⑥)

対象事業：みどりの食料システム戦略推進交付金、
「知」の集積と活用によるイノベーションの創出、
国内肥料資源利用拡大対策事業、
林業・木材産業循環成長対策交付金 など



◀ 優遇措置のある事業はこちら

メリット④ **日本政策金融公庫の低金利融資**の貸付けを受けられます。

活用可能な融資：**新事業活動促進資金**(取組タイプの③、④)、**食品等持続的供給促進資金**(取組タイプの⑤、⑥)など

お問合せ先

農林水産省大臣官房

みどりの食料システム戦略グループ

みどりチェック

みどりの食料システム法の認定制度

03-6744-1865

03-6744-7186

